

大阪府監査委員告示第26号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年8月7日

大阪府監査委員	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造
同	品川	公男
同	磯部	洋

(通知文)

教委総第2345号
平成21年7月17日

大阪府監査委員	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	松浪	耕造	様
同	品川	公男	様

大阪府教育委員会委員長 生野 照子

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

長野高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあつた。

3 措置の状況

当該職員に対して、自動車通勤の認定要件を具備していないことを説明した上で、通勤方法を公共交通機関を利用する形態に変更し、平成21年2月28日までに認定手続を行いました。

今後、自家用自動車等の通勤認定に当たっては、教育長通達に要件に該当するか事実確認を十分に行った上で認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

東百舌鳥高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあつた。

3 措置の状況

自家用自動車による通勤を認めていた2名に対して、認定要件を説明した上で、1名については認定の訂正を行い、残り1名については、再度詳細な事実確認を行ったところ、自動車による通勤認定を行うに足りる事由を有していることが認められました。

今後、自家用自動車等の使用による通勤認定に当たっては、教育長通知等の要件に該当するかどうか事実確認を十分行った上で認定を行うとともに、認定後も認定事由の変更の有無を確認するなど、適正に対応していくよう努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

砂川高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあつた。

3 措置の状況

当該職員に対して、自家用自動車通勤の認定要件を説明した上で、本人の意向を確認し、平成21年3月2日付けで公共交通機関による通勤認定に変更しました。

今後、自家用自動車などの通勤認定に当たっては、教育長通知の要件に該当するか事実確認を十分に行った上で認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

<出勤簿の管理について>

1 監査対象機関

柴島高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

非常勤講師の出勤簿において、勤務を要する日に押印していない箇所があるなど、適切な管理が行われていないものがあつた。

3 措置の状況

全非常勤講師に対し、出勤簿押印の義務とその重要性を再認識させるための指導を行うとともに、出勤簿取扱責任者（校長）から出勤簿の整理を行う者（教頭、事務長）に対し、管理を徹底するよう指導しました。

今後、非常勤職員の出勤簿の管理に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正な事務執行に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

千里高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず、認定されているもの、また、校内駐車を認められているものがあつた。

3 措置の状況

通勤認定について、指摘を受けた2名については、公共交通機関による通勤認定に変更するとともに、校内駐車に関しては、障がいの有する1名のみ認めることとしました。

また、教職員の自家用自動車による通勤認定及び校内駐車については、教育長通知等に基づき、真にやむをえない場合にのみ認定の対象となる旨、教職員に周知徹底を図りました。

今後とも、教職員の自家用自動車による通勤認定及び校内駐車については、関係条例、規則の規定等に基づき適正に対応します。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

岸和田支援学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあつた。

3 措置の状況

当該職員に対し、自動車通勤認定許可要件に該当しないことを説明した上で、公共交通機関による通勤に変更するよう指導を行い、平成21年2月27日付けで公共交通機関による通勤に変更しました。

今後、自家用自動車等の通勤認定に当たっては、教育長通達の要件に該当するか事実確認を十分に行った上で認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

<行政財産の使用許可について>

1 監査対象機関

工業高等専門学校

2 指摘事項

財産関係

学校敷地に、電気通信事業者の支線が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。

3 措置の状況

本件について、直ちに当該電気通信事業者に申入れを行い、使用許可を受けていない支線は、平成21年2月12日に撤去させました。

今後、行政財産の管理に当たっては、関係条例・規則に基づき適正に管理していくように努めます。